

浦安市規則第62号

浦安市保育士養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市保育士養成修学資金貸付条例施行規則（平成28年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。